

1. 人権の基礎概念

1.1. 人権に関する国際文書の規定

1945年6月26日、第2次世界大戦の連合国は、国際連合を設立するための条約「国際連合憲章」¹を採択し、その前文で「人間の尊厳と価値」を高らかに歌い上げた。この宣言は1948年12月10に国連総会が採択した「世界人権宣言」²にそのまま取り入れられ、さらに、1965年の「人種差別撤廃条約」³、1979年の「女性差別撤廃条約」⁴、1989年の「子ども権利条約」⁵の各前文に取り入れられ、世界人権宣言45周年にウィーンで開催された世界人権会議は、前文で、「すべての人権は、人間に固有の尊厳と価値に由来すること」を確認した⁶。

1.2. 人間の尊厳

人間の尊厳は、人間が理性と良心を持つという事実を根拠としていると考えられている（「世界人権宣言」⁷第1条）。

1993年のウィーン世界人権会議では、とくに「性差に基づく暴力、ならびにあらゆる形態のセクシュアル・ハラスメントおよび搾取は、文化的偏見および国際的売買から生じるものと見なす」、「人間の尊厳および価値に反する」（「ウィーン宣言」⁸第18条）こと、「極度の貧困と社会的排斥は人間の尊厳を侵害するものである」（同第25条）ことが指摘されている。

世界人権宣言

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

ウィーン宣言

第18条 女性及び少女の人権は、普遍的人権の不可譲かつ不可分の一部である。国家的、地域的及び国際的レベルにおける政治的、市民的、経済的、社会的および文化的生活への女性の完全かつ平等な参加、ならびに性を理由とするあらゆる形態の差別の除去は、国際社会の優先的な目的である。

性差を理由とする暴力、ならびにあらゆる形態のセクシュアル・ハラスメントおよび性的搾取は、文化的偏見および国際的売買から生じるものと見なす。人間の尊厳および価値に反し、除去されなければならない。このことは、経済的および社会的発展、教育、安全な母性及び健康看護、ならびに社会的扶助のような分野における、法的措置により、ならびに国家的行動および国際協力を通じて、達成することができる。

女性の人権は、女性に関するすべての人権文書の奨励を含めて、国際連合の人権活動の不可分の一部を構成すべきものである。

世界人権会議は、政府、団体、政府間および非政府間の機構に対して、女性および少女の人権の保護および助長のための努力を強化するよう、要請する。

第25条 世界人権会議は、極端な貧困および社会的排斥は人間の尊厳を侵害するものであり、もっとも貧困な者の人権を助長し、極端な貧困と社会的排斥を終わらせ、また社会進歩の成果の享受を助長するために、極端な貧困、および発展の問題にかかるものを含むその原因に関するよりよい理解を達成するために、緊急の措置が必要であることを確認する。国家は、もっとも貧困な人々が居住するコミュニティの政策決定過程、人権の助長、および極端な貧困と闘うための努力への、彼らの参加を促進しなければならない。

1.3. 生存権（生命権）は最も重要な人権

人間の生命の尊重は人間の尊厳から生じる。人は生命を奪われるとすべての人権を失う。したがって、生命に対する権利（生存権）は、最も重要な人権であり、いかなる緊急時であっても尊重されなければならない、とされている⁹。

「自由権規約」¹⁰によって設立された自由権規約委員会は、「自由権規約」に定める生命権（第6条第1項）を、「人間存在の至高の権利（the supreme right of human being）」であるとしている¹¹。

国際人権規約「自由権規約」¹²

第6条 1 すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。

自由権規約委員会一般的意見6(16)（6条 生命に関する権利）1982年7月27日採択

1 規約第6条で定められた生命に対する権利は、すべての国家報告で取り扱われてきた。これは、国民の生存を脅かす公の緊急事態時においてさえいかなる停止も認められない至高の（supreme）権利である（第4条）。

¹ 国際連合広報センターホームページ (http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/)。

² 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/>)。

³ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/>)。

⁴ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/>)。

⁵ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>)。

⁶ 国際連合広報センターホームページ (<http://www.unic.or.jp/files/Vienna.pdf>)。

⁷ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/index.html>)。

⁸ 神戸大学ホームページ (<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/human-rights/vienna-declaration.html>)。

⁹ 「国際人権条約」は、国家の存亡に関わる緊急時には条約で保障する人権のいくつかについて、その効力を一時的に停止することを認めているが、生命権は、緊急時であっても効力を停止できない権利とされている。

¹⁰ 「自由権規約」は、正式には「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と言い、「社会権規約」、正式には「社会的及び文化的権利に関する国際規約」および選択的議定書とともに、「国際人権規約」の一部を構成している。「国際人権規約」は、「世界人権宣言」の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものとされ、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効した。日本は1979年に批准している。なお、「社会権規約」を「国際人権A規約」、「自由権規約」を「国際人権B規約」と呼ぶこともある。

¹¹ 「自由権規約委員会による一般的意見」6の1（日本弁護士連合会ホームページ http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/liberty_general-comment.html）。

¹² 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>)。

1.4. 平等・無差別原則

国際社会は、1948 年に初めて、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利において平等である」とうたった（「世界人権宣言」第 1 条）。

人種優越主義の過ちについては、ユネスコが 1950 年に「人種に関する意見」、1951 年に「人種の性質と人種差別に関する意見」、1964 年に「人種の生物学的側面に関する提言」、1967 年に「人種および人種的偏見に関する意見」を発表し、1978 年に「人種と人種的偏見に関するユネスコ宣言」を採択した。

国際連合では、1960 年に「植民地独立付与宣言」¹³が採択され、1963 年に「人種差別撤廃国連宣言」、1965 年に「人種差別撤廃条約」が採択された。

女子差別については、1967 年に「女性差別撤廃宣言」が国連総会で採択され、1979 年に「女性差別撤廃条約」が採択された。

1.5. 弱者の保護

「国連憲章」は具体的人権について語っていなかった。「世界人権宣言」は、成年男女の婚姻の権利等および母親・児童の特別保護について述べるほかは、「すべての者」の権利をうたっている。しかし、「国際人権規約」は、いくつかの規定で、とくに「女子」「母親」「妊娠中の女子」「児童・年少者」「少年」「児童」「18 歳未満の者」を権利享有主体として規定し、「少数者 (minorities)」の権利を保障している。「国際人権規約」は、これまで人権保障の薄かった部分に注目し、社会的弱者の保護に配慮したものとなった。

1.6. 自由権と社会権の相互依存性

「国際人権規約」の「社会権規約」は、「世界人権宣言によれば、自由な人間は〈市民的および政治的自由ならびに〉恐怖及び欠乏からの自由を享受することであるとの理想は、すべての者がその市民的及び政治的権利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになる」とうたっているが（「社会権規約」前文¹⁴）、実は〈〉の部分は、「自由権規約」にのみ存在し、また「自由権規約」では、下線部の「政治的および政治的権利」の文言と「経済的、社会的および文化的権利」の文言が入れ替わっている。つまり、「社会権規約」と「自由権規約」は、別個の規約であるが、前文はできるだけ同じくすることが求められている。つまり、2つの規約は一体として扱われている。この社会権と自由権の相互依存性は、「ウィーン宣言」第 5 条）でも確認されている。

・ ウィーン宣言

第 5 条　すべての人権は普遍的であり、不可分かつ相互依存的であって、相互に連関している。国際社会は、公平かつ平等な方法で、同じ基礎に基づき、同一の強調をもつて、人権を全世界的に扱わなければならない。国家的及び地域的の独自性の意義、並びに多様な歴史的、文化的及び宗教的背景を考慮にいれなければならないが、すべての人権及び基本的自由を助長し保護することは、政治的、経済的及び文化的な体制のいかんを問わず、國家の義務である。

1.7. 平和と人権の不可分性

国際人権規約の自由権規約委員会は、戦争は人権侵害の最たるものであり、生命権にも反すると考えている（一般的意見 6 の 2）。

・ 自由権規約委員会一般的意見 6(16) (6 条 生命に関する権利) 1982 年 7 月 27 日採択

2 委員会は、戦争及びその他の大規模破壊行為が人類の苦しみであり続けており、毎年罪の無い数千人の人々の命を奪い続けている、と考える。国際連合憲章の下では、いかなる国家によるものであれ他の国に対する武力による威嚇又は武力の行使は、固有の自衛権行使の場合を除く他、既に禁止されている。委員会は、国が恣意的な生命的喪失を引き起こす、戦争、集団殺害行為及び他の大規模破壊行為を防止する至上の義務を負っている、と考える。戦争、特に核戦争の危険を防止しそして国際の平和と安全を強化するためにとられるあらゆる努力は、生命に対する権利の擁護にとって最も重要な条件及び保障となるであろう。この点に関し、委員会は特に、本条と第 20 条との関連性に留意するが、後者は、法律が戦争のためのいかなる宣伝をも禁止しなければならないこと（第 1 条）又はそこで規定されたような暴力の煽動を禁止しなければならないこと、を定める（第 2 項）。

1.8. 民族自決権

「植民地独立付与宣言」は、「外国による人民の征服、支配および搾取は、基本的人権を否認し、国際連合憲章に違反し世界の平和および協力の促進に障害となっている」（第 1 条）と明言し、「すべての人民は自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的な発展を自由に追求する」（第 2 条）と宣言した。

「国際人権規約」は第 1 条ですべての人民（peoples）の自決権を法的に承認した。国際人権規約は自決権規定を第 1 条に置くことによって自決権が個人の有する実体的権利を保障するための前提条件であること明確にした。1993 年のウィーン会議宣言も冒頭でこれを確認した（同宣言第 1 条）。

・ 植民地独立付与宣言

第 1 条　外国人による人民の征服、支配及び搾取は、基本的人権を容認し、国際連合憲章に違反し、世界の平和及び協力の促進の障害になっている。

第 2 条　すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的および文化的な発展を自由に追求する。

国際人権規約

第 1 条 1　すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的および文化的な発展を自由に追求する。

2　すべての人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。

¹³ ミネソタ大学ホームページ (<https://www1.umn.edu/humanrts/japanese/Jc1dgiccp.htm>)。

¹⁴ 自由権規約では〈〉内が付加されており、また「政治的および政治的権利」の文言と「経済的、社会的および文化的権利」の文言が入れ替わっている。

3 この規約の締約国（非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国を含む）は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し及び自決の権利を尊重する。

1.9. 国家と人権

人権は、グローバル化したこんにちにおいても、依然として、国家の公権力との関係の中で考えなければならない。そこで、最後に、国内法と人権との関係について考えてみる。

法の機能は、必要最小限の強制力による共同生活の調整である。社会では、各個人は法的地位では平等、対等であり、そこで生ずる衝突、対立は解消が困難となる。そこで問題を解決するため、強制力を有する公権力が設定される（社会契約論）。憲法は、公権力を有する国家と個人の法的関係についての基本法である。

憲法は、①国家のしくみについて、三権分立を定め、それぞれの国家機関の権利や義務について定めるとともに、②個人の権利について定めているものである。

憲法は、そもそも王権が勝手しほうだいをしないように決めたものであるから、王権がしてはならないこと、していいことについて定めてあり、また国民の権利を侵害しないよう、国民の権利について定めたものである（＝憲法は市民革命の産物＝立憲主義）。憲法は、強大な公権力を持ちうる政府に対して、法的な制約を課すこと、すなわち、政府に対して義務を課す規範である。権利と義務は表裏の関係にあり、国民の権利を実現する義務を政府が負うことを規定するのが憲法である。憲法は、法律による国民に対する義務が、国民の権利と自由を不当に侵害しないよう、政府の立法活動に制限を加えている。憲法は、統治者の行為を支配し、統治者が守る義務を課されているものである。

資料

世界人権宣言（日本政府仮訳文）¹⁵

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が專制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

¹⁵ 注7 参照。

- 第 12 条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第 13 条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2 すべて人は、自国その他の国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。
- 第 14 条 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。
- 第 15 条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。
- 第 16 条 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。
成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。
- 第 17 条 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。
- 第 18 条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 第 19 条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。
- 第 20 条 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
2 何人も、結社に属することを強制されない。
- 第 21 条 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。
- 第 22 条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。
- 第 23 条 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。
- 第 24 条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。
- 第 25 条 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。
- 第 26 条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。
- 第 27 条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。
- 第 28 条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。
- 第 29 条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。
- 第 30 条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行ふ権利を認めるものと解釈してはならない。